

令和8年度園芸やまがた産地発展サポート事業について

令和8年3月11日
園芸大国推進課

- 1 対象品目 すいか、メロン、えだまめ、トマト、きゅうり、なす、いちご、アスパラガス、にら、ねぎ、たらの芽、うるい 等
- 2 主な要件
 - 市町村が嵩上げして助成金を交付すること
 - 取組項目のいずれかの取組による成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること
- 3 目標年度 事業実施の2年後（苗木を導入する場合は5年以内）
- 4 事業の実施基準

種目	内 容	取組項目	補助対象機械、資材
収益性向上対策事業	(1)新産地育成のための機械・資材の導入（リース導入を除く） 産地生産基盤パワーアップ事業（基金事業・収益性向上対策）の対象とならない地域又は産地パワーアップ計画を作成することができない取組みにおける機械・資材の導入	(1)生産コストを10%以上削減すること。 (2)販売額又は所得額を10%以上増加すること。 (3)契約栽培の割合を10%以上増加し、かつ、50%以上の契約割合とすること。	【農業機械等の導入(本体価格税抜き50万円/台以上のもの)】 トラクター、トラクターアタッチメント（播種、中耕培土等）、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、調製・選別機（脱莢機、選別機、定量袋詰め機、皮むき機、根葉切り機等）等の機械化一貫体系に必要な機械、予冷库等の品質保持に必要な設備、かん水設備、保温・暖房機等の周年栽培に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用籾殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニュアルスプレッター、ブロードキャスターの土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、処理加工機械・設備、その他野菜の収益力の強化に必要な機械・設備 【生産資材等の導入等】 パイプハウス（栽培用、育苗用）資材（新設）、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）、簡易な補助暗きよ・明きよ等の作業労賃、その他野菜の収益力の強化に必要な資材
	(2)農業栽培用ハウス新設整備（促成施設整備を含む） 次のいずれかのハウスの整備（附帯設備等の整備を含む） ア 共同利用ハウス イ 農業法人等が所有するハウス ウ 農協等が農業者にリースするハウス等新設整備		【ほ場又は園地等で初めて整備する以下の構造の補強型ハウス】 ○主要パイプが外径31.8mm以上（450～900mmピッチ）のパイプハウス ○主要パイプが外径22mm以上（450～900mmピッチ）で、かつ、おおむね5.4m以内に1組以上の外径42.7mm以上の補強アーチパイプを組み合わせたパイプハウス ○上記と同等以上の耐雪性、耐風性を有すると判断されるハウス 【直接生産に不可欠な生産設備の整備】 暖房機、省エネルギー機器、かん水設備、養液栽培施設、高設ベンチ等
	(3)土地基盤整備等		排水施設、かん水施設（井戸を除く）、深耕、整地、区画整理、樹園地等整

	<p>ア 土地基盤整備 イ ア又は団体営土地改良事業等と一体的に行う果樹、野菜（宿根性のものに限る）、花き（宿根性のものに限る）の苗（木）の導入</p>		<p>備、客土、土壌改良等土地条件の整備とし、次に掲げる要件を満たすもの ○土地基盤整備に係る総事業費は税込み 200 万円未満 ○土壌改良は、初度的に投入することが必要と認められるもの ○ 苗（木）の導入は、奨励・優良・有望・特定・試作品種の区分のある作物についてはいずれかの指定を受けた品種の導入に努める</p>
	<p>(4)スマート農業技術活用 ア 環境モニタリング機器 イ 環境制御機器（環境モニタリング機器を所有または新規に導入する場合に限る） ウ 草刈ロボット、自動運搬ロボット、防除ロボット 主な導入要件 ・ 3人以上のグループでの取組み ・ 1人あたり1台以上の環境モニタリング機器を所有または導入すること</p>		<p>【環境モニタリング機器】 気温、湿度、日射量、二酸化炭素濃度、土壌水分、土壌 EC 値等の計測、記録及びグラフ化が可能な1台当たり税抜き 10 万円以上の機器 【環境制御機器】 自動かん水装置、自動換気装置、ミスト噴霧装置、二酸化炭素施用装置、ヒートポンプ・暖房機等ハウス内気温制御装置等、設定や実測に基づき自動で環境制御を行い、省力化や生産性向上につながる1台当たり税抜き 10 万円以上の機器 【草刈ロボット、自動運搬ロボット、防除ロボット】 作業者追従や設定に応じた自律移動、リモート操作等が可能であり、省力効果が認められる草刈、運搬、防除機器</p>
	<p>(5)気候変動対応設備等整備 主な導入要件 ・ 大雨、大雪、強風、高温等による気象災害等の防止又は減災を目的とすること</p>	<p>販売額又は所得額の増加、かつ、「自然災害等のリスクに備える取組計画」を作成すること</p>	<p>井戸掘削（ポンプ及びスプリンクラーの設置を含む・深さ100mまでの掘削または、さく井工経費（ポンプ設置や電気工事費等の費用は含まない）が税込み390万円までの掘削のいずれか深い方の経費を対象とする）、多目的防災網の導入、気温・降雨量等の気象データを計測及び蓄積し、病害の発生予測等に活用できるもので、1台当たり税抜き10万円以上の小型気象観測装置の導入、遮光資材の導入等</p>
労働環境設備整備事業	<p>(1)被雇用者の労働環境のための設備導入 主な導入要件 ・ 長期雇用（年間従事日数が 150 日以上）1人以上又は中・短期雇用の合計雇用期間が長期雇用1人と同等以上</p>	<p>販売額又は所得額の増加、かつ、新たな雇用を創出すること</p>	<p>トイレ、手洗い施設、作業場へのエアコンの設置等、被雇用者の労働環境整備のための設備で、移動又は移設可能なものを除く</p>

5 事業費 事業種目ごとに税込み 50 万円以上（設置工事費除く）

6 補助上限 収益性向上対策事業：3,000 万円、スマート農業技術活用のうち草刈ロボット、自動運搬ロボット及び防除ロボット：300 万円、労働環境設備整備事業：150 万円

7 補助率 1/2（県 1/3、市町村 1/6）